大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会 会長 曽我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。)第17条に基づき、大阪市長(以下「実施機関」という。)から平成30年11月5日付け大西成保生第1050号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った平成30年8月7日付け大西成保生第596号による部分公開決定 (以下「本件決定」という。)は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 本件請求

審査請求人は、平成30年7月24日に、実施機関に対し、「あいりん地域内の迷惑駐輪解消に向けた自転車置場整備事業における特定鉄道会社高架下の駐輪場について、整備費用、土地使用料、メンテナンス等、大阪市と特定鉄道会社との間で交わした契約書類及びその関連資料一式」という旨の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「特定鉄道会社高架下用地(・・間)における自転車置場の設置に関する協定書(平成27年4月1日締結)、高架下区画賃貸借契約書(平成27年4月1日締結)、特定鉄道会社高架下用地(・・間)における自転車置場の設計及び測量の請負に関する覚書(平成27年9月2日取交)、特定鉄道会社高架下用地(〇〇・〇〇間)における自転車置場の工事の請負に関する覚書(平成27年11月4日取交)」(以下「本件各文書」という。)のとおり特定した上で、条例第10条第1項に基づき、法人等の印影及び賃貸借契約における賃貸借料(以下「本件賃料情報」という。)を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

(説明)

法人等の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、これを公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

本件賃料情報については、法人等の経営上又は技術上の情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

本件賃料情報は、本市の迷惑駐輪対策事業に関する情報であって、公にすることにより、金額公開を望まない賃貸人との信頼関係の喪失につながり、賃貸借契約の 更新を拒絶されるなど、本市事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、実施機関に対して、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第4条第1号に基づき、平成30年10月11日に本件決定を不服として、審査請求(以下「本件審査請求」という)を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定において、賃貸借契約における本件賃料情報の金額を公開しないこととした 理由として「条例第7条第5号に該当 (説明)本件賃料情報は、本市の迷惑駐輪対策 事業に関する情報であって、公にすることにより、金額公開を望まない賃貸人との信頼 関係の喪失につながり、賃貸借契約の更新を拒絶されるなど、本市事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるため」とした部分を取消し、公開決定を求める。

「公にすることにより、金額公開を望まない賃貸人との信頼関係の喪失につながる」ということは、本件賃料情報を公開しないことを前提に賃貸借契約を契約したということであり、大阪市と特定鉄道会社との間になんらかの癒着があると疑わざるを得ません。また、平成30年6月18日の地震のとき、特定鉄道会社高架下に設置された当駐輪場の天井部コンクリート片が落下しました。幸いにもけが人は出ませんでしたが、80年以上も前に建設され老朽化した特定鉄道会社高架下は危険です。大阪市と特定鉄道会社の間に利害関係や癒着が無いのであれば、本件賃料情報は隠すことなく公開されてしかるべきだと考えます。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定において非公開とした情報について 本件各文書は、実施機関が特定鉄道会社高架下区画に自転車置場を設置するにあた り、区画権利者である特定鉄道会社との間で、協定・契約その他の約束を交わしたもので、また、本件各文書には、協定内容や契約金額等が記載されており、実施機関が本件各文書において公開しないこととした情報は、上記協定・契約その他の約束に係る特定鉄道会社の代表者印の印影及び特定鉄道会社高架下区画の借入に係る賃貸借契約における賃貸借料の金額である本件賃料情報である。

2 本件決定を行った理由

審査請求人は、「『公にすることにより、金額公開を望まない賃貸人との信頼関係の喪失につながる』ということは、本件賃料情報を公開しないことを前提に賃貸借契約を契約したということであり、大阪市と特定鉄道会社との間になんらかの癒着があると疑わざるを得ません。大阪市と特定鉄道会社の間に利害関係や癒着が無いのであれば、本件賃料情報は隠すことなく公開されてしかるべきと考えます。」と主張している。これは、本件決定のうち、本件賃料情報は条例第7条第2号及び第5号に該当せず、公開すべきであると主張していると解される。

したがって、以下、この点について説明する。

(1) 条例第7条第2号該当性

所有物件の賃貸借料が、会社の経営上又は技術上の情報であり、これを公にすることにより、会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるか否かは、実施機関と特定鉄道会社との間に利害関係や癒着があるかどうかに関係なく、客観的に判断されるものである。

審査請求人は、この点に言及していないが、仮に、上記客観的判断基準を検討するとして、社会通念上、特定の物件の賃貸借料は、類似の物件の賃貸借料を交渉するにあたり比準されるものであり、会社の経営上又は技術上秘匿すべき情報である。本件では、特定鉄道会社高架下には、類似の区画が多数存在しており、具体的・現実的にも上記秘匿の必要性が明らかになっているものと判断される。

(2) 条例第7条第5号該当性

上記の理由などから、賃貸人である特定鉄道会社は、本件賃料情報の公開を望んでいないものと判断されるが、一般的に、土地は当該場所に存在することにより利用意義がある場合が多く、どうしてもその土地の利用が必要となる場合には、代替性がない以上、土地権利者が出す条件に従う必要が生じる。

本件では、特定鉄道会社高架下区画は実施機関が行う迷惑駐輪対策事業に供されるところ、駐輪対策において駐輪場等を設置する場合には、駅に近接した場所を選定しなければ、その設置意義が失われることとなるが、地域における土地の利用状況を見るに特定鉄道会社高架下区画に代わる適地は存在しない状況である。

その状況下においては、特定鉄道会社との信頼関係を維持し、賃貸借契約の更新を受けていくことは、上記事業の適正な遂行に欠かせないことであると判断される。 (賃貸借契約第3条においては、賃貸借契約の期間は1年間とし、以後、更新しているととされている。)

(3) 結論

以上より、本件決定のうち、本件賃料情報は、条例第7条第2号及び第5号のい

ずれにも該当すると判断する。

3 その他

審査請求人が、「平成30年6月18日の地震のとき、特定鉄道会社高架下に設置された当駐輪場の天井部コンクリート片が落下しました。幸いにもけが人は出ませんでしたが、80年以上も前に建設され老朽化した特定鉄道会社高架下は危険です。利用者を危険にさらすことは『事業の適正な遂行』に反するものです。」と主張していることについて言及する。

本件審査請求では、本件賃料情報を公開することが本市事業の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあるかということが争点になるところ、審査請求人の主張は、この争 点と関係のない行政施策に対する一般的な意見表明をするものに過ぎない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各文書について

本件各文書は、実施機関が特定鉄道会社高架下区画に自転車置場を設置するにあたり、区画権利者である特定鉄道会社との間で、協定・契約その他の約束を交わしたもので、本件賃料情報は、本件各文書のうち高架下区画賃貸借契約書(平成27年4月1日締結)に記載された、高架下区画の借入に係る賃貸借契約における賃貸借料の金額である。

3 争点

審査請求人は、本件賃料情報は条例第7条第5号に該当しないとして本件賃料情報の公開を求めているのに対し、実施機関は本件賃料情報は条例第7条第2号及び第5号に該当するため非公開であると主張する。

したがって、本件審査請求の争点は、本件賃料情報の条例第7条第2号及び第5号 該当性である。

4 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方について

条例第7条第2号は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、 法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、 その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) 本件賃料情報の条例第7条第2号該当性について

本件賃料情報については、法人等に関する情報に該当するところ、条例第7条第2号の「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうかについて、以下検討する。

実施機関によると、本件賃料情報は、特定鉄道会社が実施機関からの土地の借り入れの申し出を受けて交渉に応じ、その結果決定された経過があるとのことである。

本件賃料情報を公にした場合、実施機関が説明するように、そこから特定鉄道会社の賃貸物件に関する方針などの経営に関する情報の一端がうかがい知られることになり、特定鉄道会社が、高架下に多数存在する類似の区画における賃貸事業等を実施する上での権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、本件賃料情報は、条例第7条第2号に該当する。

5 条例第7条第5号該当性について

本件賃料情報の公開の可否については上記4のとおりであるため、本件賃料情報の 条例第7条第5号該当性については判断しない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曽我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇、委員 重本 達哉

(参考)答申に至る経過

平成30年度諮問受理第24号

年 月 日	経過
平成 30 年 11 月 5 日	諮問書の受理、実施機関からの意見書の収受
令和元年6月27日	調査審議
令和元年7月25日	調査審議 (実施機関の陳述)
令和元年9月5日	調査審議
令和元年 11 月 15 日	調査審議(審査請求人口頭意見陳述)
令和元年 12 月 20 日	調査審議
令和2年2月6日	答申